

マンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う事業  
を実施する者の公募についての公示

令和7年3月28日  
国土交通省住宅局長 楠田幹人

次のとおり、マンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う事業を実施する者の公募について公示します。

※ 本事業は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容や事業主体の採択等の変更等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

また、この公募は、令和7年度予算によるマンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う者を公募するものであり、マンション総合対策モデル事業（マンションストック長寿命化等モデル事業）による計画や工事の募集とは異なります。当該事業による補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

1. 事業概要

(1) 事業名

マンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、マンション総合対策モデル事業に関する普及・広報を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、マンション総合対策モデル事業を円滑に実施し、マンションの管理・再生の円滑化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

○マンション総合対策モデル事業等で採択された事業の展開を図るための成果報告会の開催などや、このような事業を推進するためのマンション関連制度の周知・普及を行う事業

(例)

- ・上記モデル事業等に該当する、取組の全国への水平展開を図る講演会等の実施や、成功事例等の横展開を行う普及のための資料作成等
- ・上記モデル事業等に該当する、マンション関連制度に関する広報資料の作成や、マニュアル、テキスト、解説動画、周知ツールの作成等の整備、ウェブサイトの運営等

(4) 事業期間

令和7年4月上旬 ～ 令和8年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

本事業への参加は、次の（1）から（4）までの全ての条件を満たす民間事業者等であることを要件とする。

(1) 技術能力に関する要件

○本事業の実施に関する計画が適切なものであること。本事業の実施に当たっての課題及び重視する点を理解していること。

○本事業を円滑に遂行するために必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。

(2) 経費その他の事務に係る適確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

(3) 公平性及び中立性に関する要件

○業として、住宅・建築物を設計もしくは販売し住宅・建築物の販売を代理もしくは媒介し、または住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。

○業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。

(4) 秘密保持に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

### 3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 担当：吉原

電話 03-5253-8111（内線39916）

電子メール yoshihara-t2wu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年3月28日（金）から令和7年4月11日（金）まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ(1)の担当係まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和7年4月11日（金）18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ申込書3部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出。  
ただし、押印を省略した場合に限り、電子メールでの提出も可能とする。  
なお、電子メールで提出する場合は、当該メールを送信後、上記担当部局までその到着を確認すること。
  - ・使用可能なソフトは以下のとおり。  
「Just System 一太郎」、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Adobe PDF」（これ以外での提出は無効）
  - ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

#### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。